第117号
昭和41年（1966）
9月10日発行

発行人
栃尾市
新潟県栃尾市
電話（代表）2151番

広報とちあ

昭和32年2月20日第三種郵便物認可　毎月10日発行（定価一部2円）

栃尾市の人口
（8月末現在）
世帯数 7,601
男 17,586人
女 18,993人
計 36,579人

今月の市税
国民健康保険税（第2期）
納期 9月30日

ガスホルダーを増設
貯蔵能力を約六倍に

市では、一之渡戸地内にあるガスホルダーの隣りにホルダーをもう一基増設することになりました。

当市のガス事業は、昭和三十六年に始められたもので、当時の需給計画では、一、五〇〇〇世帯で一世帯の需用量を五一立方メートルと見込んだのですが、現在では一世帯平均需用量が一〇〇立方メートルと約二倍に増えています。

また、現在のガス供給事情は、非常に悪く生ガスの受け入れはほとんど夜間に行ない貯蔵しておかなければならない状態です。こんな事情のため、現在市のガスをつかわれているみなさんにやゝもするとごめいわくをおかけすることがあったわけです。

そのため、もう一基ホルダー（一、〇〇〇立方メートル）を増設することになったものです。

こんで造るホルダーは、球型式が採用されました。球型式は、現在の有水式ともかって高圧貯蔵が可能でホルダーの容量の約三倍貯蔵できますしかも、生ガスのまま貯蔵するため家庭用に換算すると、現在のホルダー（一、〇〇〇立方メートル）の約六・六倍になり、これができますと、需用家のみなさんの期待にそうことができるわけです。

工事は、北栄建設株式会社（新潟市）が一、六一〇万円で施工し、十一月中旬には完成する予定です。

写真はガスホルダー起工式

この起工式が、さる八月二十三日現地で行なわれました。

道院にバンガロー建設

市では、道院池のほとりにバンガローを建設していましたが、このほど完成しました。今までのバンガローは、ほとんどこわれて、使用できなくなったため、十五万円の予算で四人用を四コ建設したものです。

このバンガローは今までのものの約二倍の大きさで高さも高くなり、中には棚も作られ利用しやすくなっています。これからは秋の行楽シーズンです。どうぞご利用ください。

ただし、利用者にお願いしたいことは、このバンガローは、大せいの人がしかもできるだけ長い間利用していただこうというものです有料ですからちょっとでも管理人に申し出てご利用ください。

新らしい住居表示①
実施についてご意見を

最近住居表示ということばをよく聞かれると思います。

この住居表示とは、今までのならわしでつかっている住居の表示方法（一般的に町名地番を利用）が実際の利用面で不便があるためもっと合理的な住居表示の制度をつくろうということで昭和三十七年に法律ができ実施されることになったものです。

すでに数多くこの町村が実施し、効果をあげております。当市でも、この新らしい住居表示を実施するかどうかを研究してきました。その結果住民の皆さんの理解と協力が一番たいせつであるということになり、近くこの住居表示についてのご意見をまとめるため調査を行なう予定です。

実施予定地域は、市街地を形成している地域を予定しておりますので、調査の際は、たんのないご意見をお聞かせねがいます。次に新らしい住居表示の必要性についてお知らせします。

わたしたちは住所の表示を「○○市○○町○○番地」と町名地番であらわしてきました。そのため、例えばA市B町三一番地という、町名と地番だけを頼りにまだ行ったことのない人の家をさがすときまず三一番地をさがして、その隣だと思っていったら四五番地であり、人にゆねてもわからず途方にくれてしまった経験がありましょう。

このように町名地番による住所のあらわしかたでは番地が順序正しくつけられていないため、ゆねる人の家をさがすのに苦労したり、郵便物の配達が遅れたりまちがったりするなど、わたしたちの日常生活や産業活動に大きな支障を一地番にあったり、地番が順番だけを頼りにまだ行ったことのない人の家をさがすときまず三〇番地をさがして、その隣だと思っていったら四五番地であり、人にゆねてもわからず途方にくれてしまった経験がありましょう。

このように町名地番による住所のあらわしかたでは番地が順序正しくつけられていないため、ゆねる人の家をさがすのに苦労したり、郵便物の配達が遅れたりまちがったりするなど、わたしたちの日常生活や産業活動に大きな支障を一地番にあったり、地番が順番だけを頼りにまだ行ったことのない人の家をさがすときまず三〇番地をさがして、その隣だと思っていったら四五番地であり、人にゆねてもわからず途方にくれてしまった経験がありましょう。

このように町名地番による住所のあらわしかたでは番地が順序正しくつけられていないため、ゆねる人の家をさがすのに苦労したり、郵便物の配達が遅れたりまちがったりするなど、わたしたちの日常生活や産業活動に大きな支障を一地番にあったり、地番が順番だけを頼りにまだ行ったことのない人の家をさがすときまず三〇番地をさがして、その隣だと思っていったら四五番地であり、人にゆねてもわからず途方にくれてしまった経験がありましょう。

このように町名地番による住所のあらわしかたでは番地が順序正しくつけられていないため、ゆねる人の家をさがすのに苦労したり、郵便物の配達が遅れたりまちがったりするなど、わたしたちの日常生活や産業活動に大きな支障を一地番にあったり、地番が順番だけを頼りにまだ行ったことのない人の家をさがすときまず三〇番地をさがして、その隣だと思っていったら四五番地であり、人にゆねてもわからず途方にくれてしまった経験がありましょう。

このように町名地番による住所のあらわしかたでは番地が順序正しくつけられていないため、ゆねる人の家をさがすのに苦労したり、郵便物の配達が遅れたりまちがったりするなど、わたしたちの日常生活や産業活動に大きな支障を一地番にあったり、地番が順番だけを頼りにまだ行ったことのない人の家をさがすときまず三〇番地をさがして、その隣だと思っていったら四五番地であり、人にゆねてもわからず途方にくれてしまった経験がありましょう。

このように町名地番による住所のあらわしかたでは番地が順序正しくつけられていないため、ゆねる人の家をさがすのに苦労したり、郵便物の配達が遅れたりまちがったりするなど、わたしたちの日常生活や産業活動に大きな支障を一地番にあったり、地番が順番だけを頼りにまだ行ったことのない人の家をさがすときまず三〇番地をさがして、その隣だと思っていったら四五番地であり、人にゆねてもわからず途方にくれてしまった経験がありましょう。

バイクにも保険
十月一日から強制加入

自動車損害賠償保障法の一部改正（六月二十九日）公布により、従来自動車だけに適用されていた自動車損害賠償責任保険は、モーターバイク（原動機付自転車）にも適用されることになりました。

八月一日から九月三十日までは猶予期間でこの間の加入は任意ですが、十月一日からは強制的に加入しなければならなくなります。

保険に加入しないモータバイクは運転できなくなります。

強制加入の日がせまると、申込みが多くなり、保険証明書の交付に手間どることが予想されますので、早めに加入手続きを済ませましょう。

自動車損害賠償責任保険とは
自動車などで人を傷つけた死亡させた場合被害者に対して加害者に代って保険会社が保険金を支払う制度です。保険金額は次のとおりです。
○死亡の場合　一五〇万円
○死亡に至るまでの傷害最高五〇万円
○後遺障害最高　一五〇万円

人事異動

昇任（七月一日付）
（産業課）▽主査　土田光夫
（同課主事）▽「ガス水道課」▽課長補佐兼ガス係長　勝沼教養はもとより成人として必要な知識を再確認していただくとともに、成人としての自覚を持って頂くためにこの講座を開催するもので、講師にも、毎回その道の権威者を依頼して、すぐれた内容と充実した、成人教育講座になるものとして期待されております。

この成人教育講座は、来春三月まで、毎月二回程度定期に開催して、新成人者の一般

昭和四十二年栃尾市第十八回成人式は、来春四月三日の日曜日に行なわれる予定でありますが、これに先だって、新成人該当者（昭和十二年四月二日から昭和二十二年四月一日まで生れた者）に対して行う、成人式の調査票を、九月中旬に発送する予定です。

この成人教育講座は、来春三月まで、毎月二回程度定期に開催して、新成人者の一般教養はもとより成人として必要な知識を再確認していただくとともに、成人としての自覚を持って頂くためにこの講座を開催するもので、講師にも、毎回その道の権威者を依頼して、すぐれた内容と充実した、成人教育講座になるものとして期待されております。

成人教育講座に多数参加を

昭和四十二年栃尾市第十八回成人式は、来春四月三日の日曜日に行なわれる予定でありますが、これに先だって、新成人該当者（昭和十二年四月二日から昭和二十二年四月一日まで生れた者）に対して行う、成人式の調査票を、九月中旬に発送する予定です。

この成人教育講座は、来春三月まで、毎月二回程度定期に開催して、新成人者の一般教養はもとより成人として必要な知識を再確認していただくとともに、成人としての自覚を持って頂くためにこの講座を開催するもので、講師にも、毎回その道の権威者を依頼して、すぐれた内容と充実した、成人教育講座になるものとして期待されております。

公民館だより

"二十才の声"の募集

栃尾市第十八回成人式該当者を対象に、二十才の声を次の要項で募集いたします。ふるって応募して下さい。

応募要項
一、趣旨、昭和四十二年栃尾市第十八回成人式該当者を対象に人生の一起点ともいわれる、この意義ある時代にあつて自己の心の中にある社会の様々な感想や意見または、自分の体験や今後の生き方とうを広く募集し第十八回成人式の記念文集とする。
二、主催、栃尾市公民館
後援、栃尾市教育委員会
栃尾市選挙管理委員会
協賛　栃尾市
三、内容、題目は自由
(イ)社会生活に対する意見や希望
(ロ)社会生活の体験を通しての自分の感想文
(ハ)二十才として自分の役割と責任について
(ニ)その他成人に関係ある意見
四、対象者　昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生れた、新成人者で市内に在住の者
五、原稿、文章は四百字詰原稿用紙四枚（千六百字）以内とし、原稿には、氏名（ふりがな）住所、職業、生年月日を明記のこと。
六、入選
特選、一編、
栃尾市長賞並びに副賞
秀作、三編、
教育委員長賞並びに副賞
公民館長賞並びに副賞
選管委員長賞並びに副賞
奨励賞、数編、
賞状並びに副賞
○応募者全員に参加賞を贈る。
七、審査委員
栃尾市教育委員会指導主事
栃尾市公民館長　山田　庄治
栃尾市公民館長　高田　栄司
八、〆切　昭和四十一年十二月三十一日（当日消印のあるものは有効）
九、入選発表
昭和四十二年四月三日、第十八回成人式
十、宛先
栃尾市公民館
第十八回成人式係宛
その他、不明な点は、当公民館におたずねください。

夏季文芸作品入選者決る

夏季文芸作品を先に、募集の歌が入選されました、つきましては、二十日頃までに賞品を受取りにきて下さい。

第一部　短歌の部
天位　久久に晴れたる今朝は茄子の葉の晴きあまり深く息吸う。新山　武藤一松
地位　初なりの　トマトもぎ来て香にみちし貧しわが家も今朝は明るし。吉水　佐藤きみお
人位　長梅雨につかれ果てた野菜等に詫るがごと手入にいそしむ。西中野俣　林キク
佳作　若たずをもぎて嚙ぎし妹の町へ花火に招かれて行く。栃堀　酒井喜栄
佳作　初御をあたへし鯉が梅雨間の濡れる迫合に威勢よく羽ばたく。半蔵金　鈴木芳子
佳作　若たずをもぎて嚙ぎし妹の町へ花火に招かれて行く。栃堀　酒井喜栄
佳作　初御をあたへし鯉が梅雨間の濡れる迫合に威勢よく羽ばたく。半蔵金　鈴木芳子
佳作　栄　父の田も母の畑も水涼し加治の川原のわが家をおもう。山田　稲田敦子
佳作　たのもしき運動会の行進の中に三人わが子も居りぬ。飛　田辺ひで
佳作　久方の梅雨の晴間を軒下に吾子の衣干す初産の母　泉　菫沢千代乃
第二部　俳句の部
天位　夕草の萩の一枝や旅終る。水沢　杵温ミサオ
地位　虫干しの一衣一衣の想ひ出よ。本所　佐藤忠三
人位　青簾もとのわが家に人住めり。新町　保科れつこ
佳作　梅雨上り安堵に夢を托し居り。栃堀　荒木三代治
佳作　我が窓の日除け朝顔花を増す。半蔵金　鈴木芳子
佳作　法師蟬夜明けの山はいと涼し。土々町　品田良四郎
佳作　手で合図目で物言うて蟬を取る。泉　渡辺キクイ
佳作　海峡きて念仏唱を乱しゆき。金沢　静　女
（第三部　川柳の部は次号に掲載いたします）

人権相談実施

九月二十日市公民館

次により人権法律相談が開かれます。相談は無料ですから気がるにおこの相談ください。

日時　九月二十日午前十時から午後三時まで。
場所　市公民館
相談内容（秘密厳守）
(1)酷使虐待、村八分、私的制裁、差別待遇、騒音ば

作業停電日のお知らせ

東北電力栃尾電業所では、次の地区の九月の作業停電日（第四金曜日）がたまたま秋分の日にあたるため、九月に限り十六日（第三金曜日）に変更することになりました。

下塩谷地区、上塩谷地区、荷頃地区、西谷地区、中野俣地区、半蔵金地区

なお、配電線が、昨年十月から六千ボルトに昇圧しました。

そのためわずかの樹木の接触でも大きな事故の原因になりますので、樹木の伐採には特段の協力を望んでいます。

老後のために国民年金に加入を

昭和三十六年四月に拠出制国民年金が実施されてことしで満五年をむかえました。

この国民年金は、厚生年金や恩給、各種の共済組合などに加入していない一般のかたがたを対象にもうけられた制度です。これらのかたがたは法律で必ず加入しなければならないんですが、まだ加入していない人がおられるかと思います。特に、大正五年から昭和五年までに生れた人は、六十才までの間に年令によって最低十年から最高二十四年までの一定期間保険料を納めないと、六十五才からの年金は、もとより、どの制度からも年金がもらないので、早急に国民年金に加入して老後の生活の安定にそなえてください。

国民年金についてわからないことがありましたら、市民課国民年金係におたずねください。

選挙人名簿の追加登録は十月十日までに申出を

この名簿は、今までのように作り替えるということはなく、登録者に異動のない限り登録された名簿は動きません。

今後この名簿に新しく登録するためには本年に限り十月十日、来年からは三月一日および九月一日現在で追加登録および修正をいたしますが、これはそれぞれ、その日までに登録申出の手続きをされた人について、選挙資格のあるなしを調べて登録等を行ないます。したがって、

①あらたに年令が満二十年になった人
②市外から市内に移って来られた人

などは、住民登録や、配給の転出証明書の手続きとは別に、選挙管理委員会に登録申出の手続きをしてください。

また、市内で他の投票区の区域に住所を移された人は、住所異動の届出をしてください。

なお、本市の名簿に登録されている人が今後市外に住所を移し、転出先の市町村に登録申出をするためには、栃尾市の選挙人名簿に登録されている旨の証明書を提出する必要があります。

市外から転入して来られた人も同じです。

選挙管理委員会では、永久名簿に登録された人について世帯ごとに書き移して九月中に通知いたしますから、選挙資格があって記載のない人は、永久選挙人名簿の最初の追加登録を行なう十月十日までに、名簿登録の申出手続きをしてください。

温泉?に終止符
原因は都市ガスもれ

ことしの四月頃から山田地内（県道見附・栃尾線道路わき）に出ていた熱気は、発見当初は四〇度位でしたが、その後次第に高まり七月初旬ごろに一五〇度前後の高温が続き、温泉か、ガス層かとの関心と、反面ではあまりの高熱のため爆発の危険性が心配され、結論づけられるまで微妙に調査しなければならないとのことで、六月市議会に報告して本格的調査にのり出しました。

その後、県の技師、新潟大学講師など数人の専門家に調査してもらったところ、熱気の成分分析などいろいろの調査の結果、都市ガスがもれて地下で燃えているのではないかという見方から、去る八月二日噴出孔から大量の水を注いだところ熱気は次第に静まりました。これを裏付けるため、八月十日ガス管を掘り出して調べたところ、付近のガス管に小指大の穴があいており相当量のガスがもれていることが確認され、高熱の出た原因が確認されました。

このことについて付近のかたがた始め、いろいろとごめいわくをおかけしたことについておわびいたします。

秋の消防大演習実施

栃尾市消防団・栃尾市消防署は、さる八月二十六日栃尾小学校グランドに団員約一、〇〇〇人を動員して秋の消防大演習を行ないました。

消防車および可搬式消防ポンプ二十数台を配置、ポンプ操法とグランドいっぱいに演じ、きびきびした動作で日頃の訓練の腕をひろうしたあと市内分列行進を行ない、上谷内秋葉小路前で渡辺市消防長職務代理の観閲を受けました。

このあと、西谷川堤防など数カ所に分れて放水演習をしたあと永年勤続・精勤者などの表彰があり、火の用心を三唱し、無火災を誓って演習を終りました。

なお、表彰者は次のとおり。消防庁長官章（精勤）

副団長　今井正行　同　董沢安兵衛
日本消防協会長章（精勤）
二十二分団員　多田　博
消防庁長官章（二十五年以上勤続退職）
十分団員　藤田重雄　十六分団班長　佐藤謙一
消防庁長官章（十五年以上勤続退職）
六分団副分団長　長谷川広外十名
県消防協会長章（十一十五年勤続退職）
二分団団員　大石仁三郎
十八分団団員　高橋正　諏佐忠夫
栃尾市長章（退職者感謝状）
十六分団長　佐藤初夫　外九十三名

消防水利標識を設置

市消防署では、このほど消防法に基づき指定消防水利標識（写真）を市街地の刈谷田川に四カ所、西谷川に五カ所設置しました。

これは、付近に火災が発生した場合最も水をとりやすいと思われる地点を選んだもので、そこにポンプを寸えつけ消火活動を行なうものです。

この標識のあるところは、道路交通法の適用を受けるため駐車や物を放置することが禁止されています。

なお、この標識をこわしたり、場所を移動したり、いたずら書きをしたりすることのないようご注意ねがいます。

写真　上はポンプ操法
下は市中分列行進

市職員募集

栃尾市職員を次のとおり募集します。希望者は、市企画調査課（手続きをしてください。

1　採用予定人員
一般行政職（一般事務、技術員）若干名
2　受験資格
①日本国籍を有する男女
③高等学校を昭和三十七年三月以降に卒業した者、または昭和四十二年三月卒業見込の者
③昭和十八年四月二日から昭和二十四年四月一日までに生れた者
④通勤可能な範囲で栃尾市に住所のある者
3　受付期間
昭和四十一年九月二十日（火）から昭和四十一年十月八日（土）正午まで
4　第一次試験
十月十六日（日）一般教養試験（国語、数学、社会作文）
5　第二次試験
十一月上旬、口述試験と身体検査（第一次試験合格者について）
6　提出書類
①受験申込書（市企画調査課にあり）
②写真（上半身脱帽正面、名刺判）
③履歴書（市厨の分）
④卒業証明書、成績証明書健康診断書（保健所発行のものに限る。）
7　その他
この採用試験について不明のことは栃尾市役所企画調査課（電話二一五一番）へお問い合わせください。

い煙等の公害、その他の人権侵犯問題
(2)借地借家、金銭貸借、損害賠償、家庭、相続問題等の諸問題
四　相談担当者　弁護士、人権擁護委員、法務局および裁判所職員

敬老の日などできる

ことしから新らたに次の日が国民の祝日に加えられました。

◎九月十五日　敬老の日（多年にわたり社会につくされた老人を敬愛し長寿を祝う）
◎十月十日　スポーツの日（スポーツにしたしみ、健康な身心をつちかう。）

なお、市役所では、ほかの祝日同様事務を休みます。

行政 心配ごと 相談日
二十四日　市役所